

○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（電子開示手続又は任意電子開示手続に係る届出等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 財務局長等は、前項の規定により電子開示システム届出書の提出があつた場合には、当該電子開示システム届出書を受理した日（第六項において「受理日」という。）、金融庁長官により届出者に付与される当該届出者を特定するための番号並びに電子開示手続又は任意電子開示手続を行うために必要な識別番号及び暗証番号を当該電子開示システム届出書を提出した届出者に通知するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 令第十四条の十第二項の規定により定款その他の書類を提出しなければならぬ届出者は、第一項の電子開示システム届出書に、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国法人 次に掲げる書類</p> <p>イ 定款又はこれに準ずるもの</p> <p>ロ 登記事項証明書又はこれに準ずるもの（当該書類を提出しようとする日前三月以内に交付を受けたものに限る。）</p> <p>二 外国法人 次に掲げる書類</p> <p>イ 前号イ及びロに掲げる書類（届出者が外国債等の発行者であ</p> | <p>（電子開示手続又は任意電子開示手続に係る届出等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 財務局長等は、前項の規定により電子開示システム届出書の提出があつた場合には、当該電子開示システム届出書を受理した旨、金融庁長官により届出者に付与される当該届出者を特定するための番号並びに電子開示手続又は任意電子開示手続を行うために必要な識別番号及び暗証番号を当該電子開示システム届出書を提出した届出者に通知するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第一項の電子開示システム届出書には、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国法人 定款又はこれに準ずるもの</p> <p>二 外国法人 次に掲げる書類</p> <p>イ 定款又はこれに準ずるもの（届出者が外国債等の発行者であ</p> |

る場合を除く。）

ロ (略)

三 (略)

5 第一項の規定により提出した電子開示システム届出書の記載事項に変更があった場合（前項の規定により添付しなければならない書類に変更があった場合を含む。）には、遅滞なく、当該変更内容を記載した書面を財務局長等に提出しなければならない。

6 既届出者（令第十四条の十第二項本文の規定により既に届出を行った者をいう。以下この項において同じ。）が、同条第二項ただし書の規定により定款その他の書類を提出する場合には、次の各号に掲げる既届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を、受理日から起算して三年を経過することに、その三年を経過した日（次項において「基準日」という。）から一月以内に当該財務局長等に提出しなければならない。

一 内国法人 第四項第一号に定める書類

二 外国法人 第四項第二号に定める書類

三 個人 第四項第三号に定める書類

7 令第十四条の十第二項ただし書に規定する内閣府令で定めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一 令第十四条の十第二項本文の規定により初めて届出を行った者が、当該届出に係る受理日から起算して三年を経過する日までの間に電子開示手続又は任意電子開示手続を行う場合

二 基準日において、届出書提出者が法第二十四条第一項各号に掲

る場合を除く。）

ロ (略)

三 (略)

5 第一項の規定により提出した電子開示システム届出書の記載事項に変更があった場合（前項の規定により添付しなければならない書類に変更があった場合を含む。）には、当該変更内容を記載した書面を財務局長等に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

ける有価証券の発行者に該当する場合

三 基準日において、届出書提出者が法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等の保有者に該当する場合